

諮問日：平成29年9月25日（平成29年度（個）諮問第9号）

答申日：平成30年2月23日（平成29年度（個）答申第9号）

件名：申出人が東京高等裁判所に提出した文書の原本に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

苦情申出人が東京高等裁判所長官宛てに特定の日付で提出した文書の原本に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、本件対象個人情報は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が平成29年8月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）別表の6の(4)によれば、不服申立書の原本の保存期間は10年であるから、その所在を明らかにして対処すべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、管理通達別表を根拠として主張する。しかし、管理通達別表の6の(4)には、行政不服審査法上の審査請求等に関する文書が掲記されているのであり、苦情申出人が提出した文書は、行政不服審査法上の審査請求等には該当しないものである。

そして、東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）の説明によれば、苦情申出人が提出した文書の原本は、東京地方裁判所の事件記録に編てつされているとのことである。

したがって、原判断庁には、苦情申出人が提出した文書の原本は存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年9月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月1日 審議
- ④ 同月22日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成30年1月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象個人情報とは、苦情申出人が東京高等裁判所長官宛てに提出した文書の原本に記録された苦情申出人に係る保有個人情報であるところ、苦情申出人は、管理通達別表の6の(4)を根拠として、原本の所在を明らかにすべきである旨を主張する。しかし、管理通達別表の6の(4)に保存期間に係る記載のある文書は、行政不服審査法上の審査請求等に関する文書であり、苦情申出人が提出した文書は、行政不服審査法上の審査請求等には該当しないものであることが明らかであるから、苦情申出人の主張は、本件の結論を左右しない。また、苦情申出人が提出した文書の標題が「訴訟手続に対する不服申立書（司法行政の処分請求）」であることからすれば、苦情申出人が提出した文書の原本は東京地方裁判所の事件記録に編てつされているという最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。そのほか、原判断庁において、苦情申出人が提出した文書の原本を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、原判断庁において本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおりであるから，原判断については，原判断庁において本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人